

# 地方公共団体の財政分析等 に関する調査研究会報告書

〔 財政情報に係る公表・分析のあり方等に関する調査研究 〕

平成 22 年 3 月

財団法人 自治総合センター

## はしがき

国・地方の財政状況は引き続き厳しい状態にあり、歳出削減等を進めて財政健全化を図ることが喫緊の課題となっている。

このような状況にあつて、地方公共団体が健全な財政運営を行うためには、住民や議会等の理解を得られるように、財政の状況及び分析に関する情報をできる限り正確に、かつ、わかりやすく公表することが重要となっている。

総務省は、これまで、決算統計データ等に基づく「決算カード」「財政状況等一覧表」「財政比較分析表」及び「歳出比較分析表」等を作成し、ホームページ等で公表してきたが、これらに加え平成19年度決算より「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（以下、「健全化法」という）」における財政指標として「健全化判断比率・資金不足比率カード」等を作成し、公表している。

こうした中、①健全化法の財政指標を加える等、各様式について所要の見直しを行う必要があること、②財政情報の公表様式が種々にわたるため、各データの整理を行う必要があること、③健全化法において新たなストック指標である将来負担比率が導入されたため、この構成要素を分析・公表することが重要であることから、財政情報の公表に係る様式の改善・再編成と将来負担比率の構成要素の分析・公表のあり方等について検討を行うこととした。

そこで、平成21年9月に「地方公共団体の財政分析等に関する調査研究会」を発足させ、平成22年3月までの間、専門的見地から調査研究を進めてきたところである。この度、その成果を報告書として取りまとめることとした。

今回、この調査研究を実施するに当たって、ご多忙のところご協力頂いた関係者各位に対して心から感謝申し上げたい。

なお、本研究会は競艇の交付金による日本財団の助成金を受けて実施したものであり、ここに同財団に対して深く感謝の意を表する次第である。

平成22年3月

財団法人 自治総合センター  
理事長 二橋正弘

地方公共団体の財政分析等に関する調査研究会  
座長 今井勝人

平成21年度  
地方公共団体の財政分析等に関する調査研究会委員

【敬称略】

- 座長 今井 勝人 (武蔵大学経済学部教授)
- 江夏 あかね (シティグループ証券調査本部シニアクレジットアナリスト)
- 大塚 成男 (千葉大学法経学部教授)
- 兼村 高文 (明治大学公共政策大学院ガバナンス研究科教授)
- 小西 砂千夫 (関西学院大学大学院経済学研究科・人間福祉学部教授)
- 立花 等 (東京都八王子市財務部財政課長)
- 羽 白 淳 (茨城県総務部財政課長)
- 平澤 敏明 (栃木県足利市理財部財政課財政担当総括主幹)
- 諸橋 省明 (総務省自治財政局財務調査課長)

## 目 次

第1	はじめに	1
第2	財政比較分析表と歳出比較分析表の改訂について	2
	1. 財政情報開示の経緯	2
	2. 財政比較分析表と歳出比較分析表の改訂について	2
第3	財政情報の開示様式の再編成について	6
	1. 現状	6
	2. 再編成の目的	6
	3. 再編成方針	6
	4. 再編成後の開示様式の内容	7
	5. 再編成の時期等	9
第4	将来負担比率（分子）の構成要素の開示について	20
	1. 現状	20
	2. 開示の目的	20
	3. 将来負担比率（分子）の構成要素の開示方法（参考例）	21
第5	用語解説	27
第6	おわりに	34
資料	「地方公共団体の財政分析等に関する調査研究会」日程	

## 第1 はじめに

地方公共団体の財政状況は、これまで厳しい歳出削減努力をしてきているが、景気の悪化に伴う地方税の減収が見込まれることから、依然として厳しい状況にあるため、健全な財政運営が求められている。

これまで地方公共団体の財政情報の分析・公表については、決算統計のデータ等を用いて「財政比較分析表」等を全団体において作成・公表して、住民等にわかりやすい情報の開示に努めてきたところであるが、平成19年度決算からは、これらに加え「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（以下「健全化法」という。）に基づく健全化判断比率等を、「健全化判断比率・資金不足比率カード」等により住民等に対して公表しているところである。

財政情報の分析・公表は、地方公共団体の財政状況を様々な角度からの確に捉えた上で財政運営の課題を明らかにし、その自主的かつ計画的な財政の健全化に資するとともに、地方公共団体が健全な財政運営を進めていく上で議会や住民等の理解・協力を得るために、重要な役割を果たすものである。

このような財政情報の分析・公表の重要性を踏まえ、これまで調査研究会においては、歳出の状況を分析するために歳出比較分析表の提示、健全化法における財政指標の公表のあり方、より具体的かつ実践的な分析手法及び財政運営上の活用方法等について提示してきたところである。

今年度の検討に当たっては、これまでの調査研究会における財政情報の分析・公表に係る議論を踏まえながら、種々の財政情報について、公表様式の整合性を図るとともに、これらを再編成し、様式間の関連性を明確にすること等を行うことにより、今後導入すべき新たな財政情報の開示様式を提案するものである。

なお、本調査研究会では、まず現在の財政比較分析表と歳出比較分析表の改訂について検討し、次に、近い将来に導入すべき再編成された財政情報の公表様式を検討の対象とし、さらに将来負担比率のうち分子を構成する要素の分析についての検討を行ったものである。

本調査研究会は、平成21年9月11日の第1回から計4回の研究会を開催し、検討を進めてきた。本報告書は、その検討内容について概要を取りまとめたものである。

## 第2 財政比較分析表と歳出比較分析表の改訂について

### 1. 財政情報開示の経緯

近年、地方財政に関する情報開示のニーズが高まってきており、各地方公共団体の決算状況等に関する情報の迅速かつ詳細な開示と住民等への分かりやすい説明が求められている。

- これまで総務省においては、すべての都道府県及び市区町村について、
- ① 決算収支の状況等を取りまとめた「決算カード」(平成13年度決算～)
  - ② 類似団体等との間で主要な財政指標等の比較分析を行うことができる「財政比較分析表」(平成16年度決算～)
  - ③ 普通会計に加え、公営企業の特別会計、関係団体等を含めた総合的な財政情報について一覧性をもって開示する「財政状況等一覧表」(平成17年度決算～)
  - ④ 経常収支比率とその構成要素及び人件費、公債費、普通建設事業費等の内訳を分析する「歳出比較分析表」(平成18年度決算～)

を決算統計データ等から系統的に個別団体ごとに作成し、都道府県及び市区町村の協力を得て、総務省ホームページから全団体のデータにアクセス可能とする等の取組を進めてきた。

平成21年4月に健全化法が本格施行したことから、現在公表されている財政情報の開示様式に、健全化判断比率等の新たな財政指標を加える等の必要な見直しを行い、分かりやすさを重視したさらなる財政情報の開示を推進していく必要がある。

### 2. 財政比較分析表と歳出比較分析表の改訂について

本調査研究会では、これまで様々な財政指標の分析、公表及び財政運営上の活用方法について検討してきたところだが、健全化法施行により新たな財政指標が導入されたことを踏まえて、財政比較分析表等における指標の取扱いや財政比較分析表と歳出比較分析表の間の表示方法等の整合性など、従来の財政情報の開示様式について、再度見直しすべき時期に来ているのではないかという指摘があり、これらについて検討してきたところである。

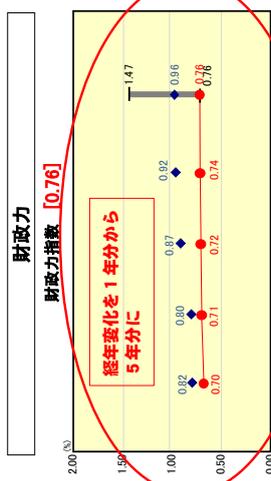
その結果、まず財政比較分析表については、これまでの「人口1人当たり地方債現在高」に替えて、健全化法で新たなストック指標として一般会計等が将来負担すべき実質的な債務の状況を表す「将来負担比率」を用いるべきものとする。 (図1)

また、財政比較分析表と歳出比較分析表の整合性については、以下のとおり整理し、速やかに改訂すべきものとの結論を得た。

- ① 個別指標図（図1※）で、財政比較分析表は単年度、一方歳出比較分析表は3年度分と、表示年数が異なっていることから、表示年数をそろえること、その際、民間では企業の財務分析において5年程度の経年変化を見ることが一般的であることから、財政分析においても当該団体及び類似団体平均の数値を5年分表示することとする。
- ② 個別指標図においては、歳出比較分析表を財政比較分析表に合わせて、縦軸の目盛りについては、それぞれの指標について上側にあるほど良好な状況、下側にあるほど悪化した状況にあることを意味することとする。なお、レーダーチャートにおいては、指標の平均値を100とし、これに対する当該団体の指標の状況を示すものであるため、その指標が中心より外側にあるほど財政状況が良好であることを意味することとする。
- ③ 人口、面積等の基礎データに加えて、標準財政規模を表示することとする。  
（図1、図2）

# 市町村財政比較分析表(平成〇〇年度普通会計決算)

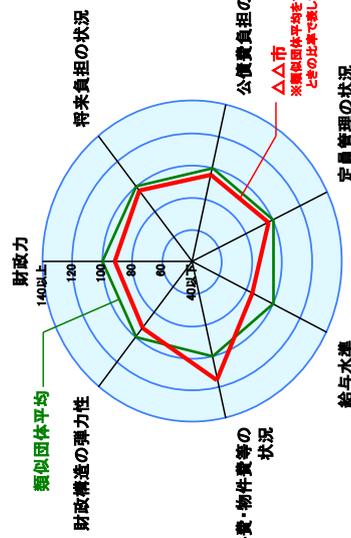
当該団体	●
類似団体平均値	◆
類似団体最大値	┘
類似団体最小値	└



類似団体順位 〇/〇  
 全国市町村平均 0.55  
 〇〇県市町村平均 0.79

※個別指標図

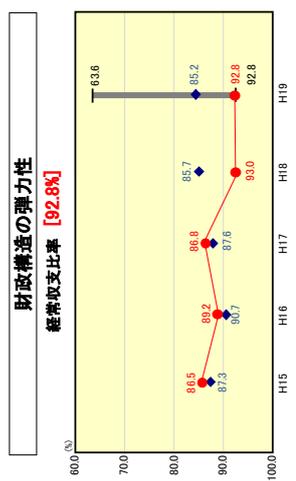
人口	157,040 人 (H20.3.31現在)
面積	177.82 km <sup>2</sup>
標準財政規模	28,018,744 千円
歳入総額	48,226,982 千円
歳出総額	46,815,125 千円
実質収支	1,315,381 千円



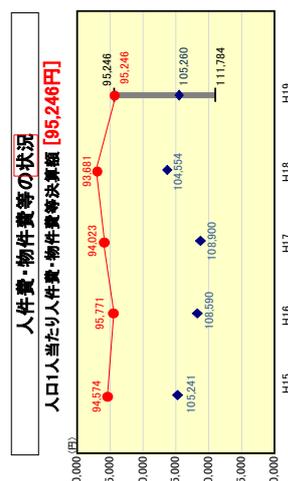
※類似団体とは、人口および産業構造等により全国の市町村を別のグループに分類した結果、当該団体と同じグループに属する団体を含む。

※平成20年4月1日以後の市町村合併により消滅した団体で実質公債費比率を算定していない団体については、グラフを掲載せず、レーダーチャートは記載していません。

※ラスパイリス指数は、平成19年度末の公務員給与・退職金に基礎となる。なお、平成19年度中に市町村合併を行う団体については、当該項目に係るデータのグラフを掲載せず、レーダーチャートは記載していません。



類似団体順位 〇/〇  
 全国市町村平均 88.7  
 〇〇県市町村平均 92.0



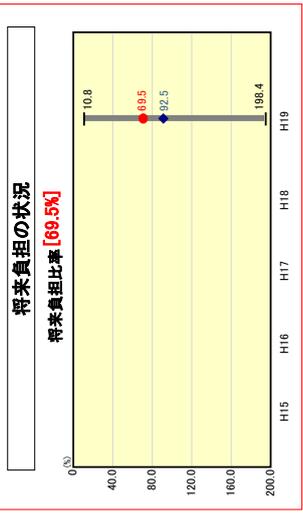
類似団体順位 〇/〇  
 全国市町村平均 100,166  
 〇〇県市町村平均 109,422

※人員費、物件費及び維持修繕費の合計である。ただし、人員費には事業費支弁人員費を含み、退職金は含まない。

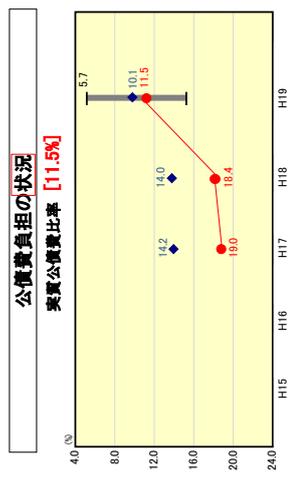
## 分析欄

- 財政力指数:
- 経常収支比率:

- ラスパイリス指数:
- 人口1,000人当たりの職員数:
- 人口1人当たり人員費・物件費等決算額:



類似団体順位 2/8  
 全国市町村平均 116.1  
 〇〇県市町村平均 80.7



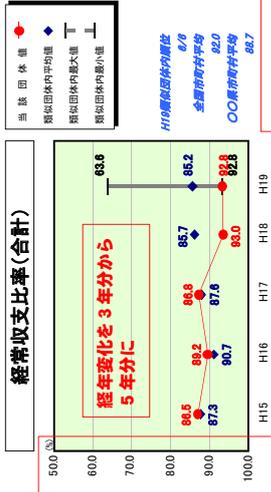
類似団体順位 4/8  
 全国市町村平均 12.3  
 〇〇県市町村平均 11.1



類似団体順位 4/8  
 全国市町村平均 7.82  
 〇〇県市町村平均 7.82

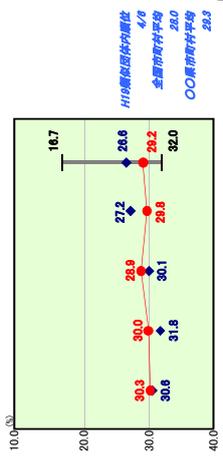
# 歳出比較分析表(平成〇〇年度普通会計決算)

## 経常収支比率の分析

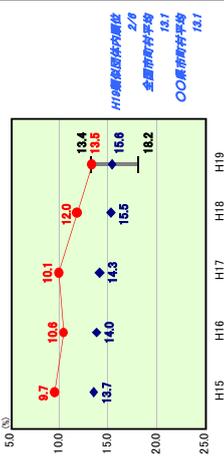


目盛りは、類似団体より上側のとき、良好な状況を意味する。

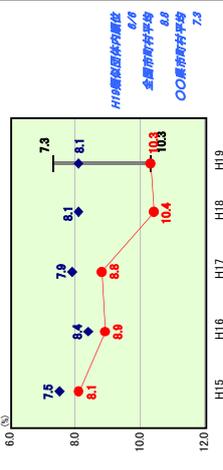
### 人件費



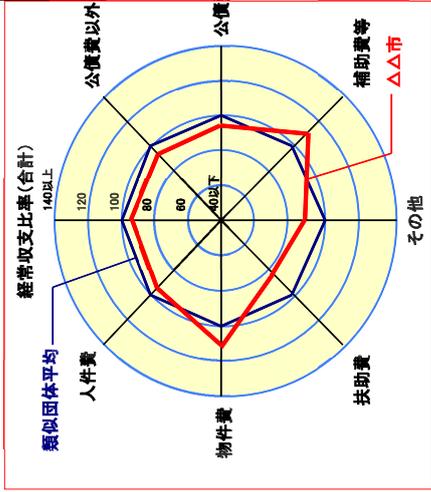
### 物件費



### 扶助費



人面	157,040 人(H20.3.31現在)
積	177,92 km <sup>2</sup>
標準財政規模	28,018,744 千円
歳入総額	48,226,992 千円
歳出総額	46,815,125 千円
歳実収支	1,315,381 千円

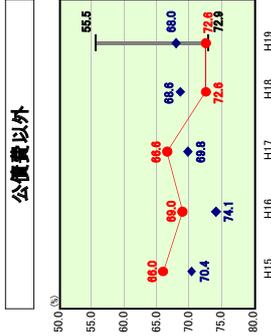


類似団体より外側のとき、良好な状況を意味する。

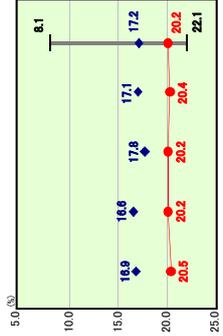
- ※ 1 本リーダーチャートは、当該団体と類似団体平均値より算出した偏差値をもとにチャート化したものである。(偏差値は平均を100としている。)
- ※ 2 当該団体の八角形が平均値の八角形より外側にあるほど、歳出抑制等により財政構造に弾力性があることを示している。
- ※ 3 類似団体とは、人口および産業構造等により全国の市町村を35のグループに分類した結果、当該団体と同じグループに属する団体言う。

## 分析欄

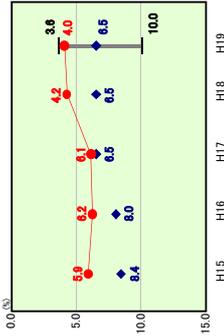
- 経常収支比率:
- 人件費:
- 物件費:
- 扶助費:
- 補助費等:
- 公債費:
- その他:
- 普通建設事業費:



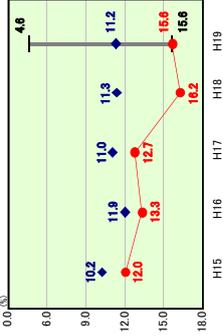
### 公債費



### 補助費等



### その他



### 第3 財政情報の開示様式の再編成について

#### 1. 現状

現在、決算統計データ等によりシステムの個別団体ごとに作成される財政情報の開示様式として、決算カード、財政比較分析表、歳出比較分析表、財政状況等一覧表、健全化判断比率・資金不足比率カードが総務省ホームページ等を通じて住民等へ開示されている。

これらの様式は、その時々様々なニーズに合わせて編成されており、各様式間の情報の関連性が明確になっていないことから、各様式の成り立ちとその意味を理解していないと、どの様式にどのデータがあるのか、また、それぞれのデータのつながりがわかりにくく、住民等が必要な情報にたどりつきにくい構造となっている。

さらに、平成19年度決算から健全化法施行により健全化判断比率等が導入されたため、新たに健全化判断比率・資金不足比率カードが加わったところである。健全化判断比率等のうち将来負担比率については、新たなストック指標として導入されたことから、財政比較分析表に追加する改訂を速やかにすべきものとされたことは、第2で述べたとおりである。また、更に開示様式が増えたことから、各様式で重複しているデータを整理し、より有用な財政情報の開示にするために、今後、各地方公共団体の意見等も踏まえながら、現行の開示様式について抜本的な再編成を検討する必要がある。

#### 2. 再編成の目的

本調査研究会では、以下の点に着目して開示様式の再編成を検討したところである。

- ① 開示すべき財政情報を体系化、明確化することにより、見る人が視覚的に理解できるようにすること。
- ② 全団体が統一的な開示様式で編成された資料を開示することにより、多くの財政情報について団体間比較することが容易になるようにすること。
- ③ 決算統計等のデータからシステムの個別団体ごとに作成される財政情報の開示様式を増やすことにより、財政資料作成に係る事務負担の軽減を図ること。

#### 3. 再編成方針

財政情報の開示様式の再編成に当たっては、前記の目的を達成するために、以下の方針を立てて検討を行ったところである。

- ① 決算統計、健全化判断比率等のデータから、統計表、グラフ図等が体系的に作成され、配付されることで、各団体は分析欄のみ入力することで、開示様式となるようにすること。
- ② これまで財政情報等の開示は様式ごとに公表されてきたため、団体の財政状況の全体像や、個別データ間の関係が捉えにくかったことから、情報を再整理し明確にするとともに、開示する情報の重点化も図った上で、体系的に団体の財政情報をまとめて、財政の全体像から個別のデータへと導いていく形で再編成すること。
- ③ 情報量を減らすことなく、また既存様式の有用性を継承しながら、「具体的、分かりやすい、比較可能」な資料となるよう再編成すること。

#### **4. 再編成後の開示様式の内容**

基本的には、現在の決算カード、財政比較分析表、歳出比較分析表、財政状況等一覧表、健全化判断比率・資金不足比率カードの財政情報を整理して組み替えた様式に、地方公共団体の財政指標を含む基礎データなどの概要を示す様式を加えたものとしていること。

また、現在の決算カード等の様式を統合化し、決算情報と健全化法の視点で、①歳入・歳出の決算状況と、②各会計、関係団体、及び健全化判断比率の内訳との関連を明確化していること。

なお、この様式は、地方公共団体の財政状況を住民等に説明するためのものなので、一括した資料の名称を「財政状況資料集（案）」としている。

総括表と（１）から（９）までの様式で構成される「財政状況資料集（案）」の内容については、次のとおりとしたところである。

- （１） 図３は、人口、収支状況、財政指標等の地方公共団体の概要データから当該団体に属する各会計名、関係団体名等まで表示され、地方公共団体の全体像がつかめるようになっている。

なお、ここでは、各項目に付された記号と次項以降で同じ記号が付されたデータを参照することにより、次項以降の関連データを確認するこ

とができるようになっている。

また、「指定団体等の指定状況」について、新産業都市建設促進法や地方財政再建促進特別措置法など、既に根拠法律等が廃止されているものも表示されていることから、財政再建団体を健全化法に基づく健全化団体等に、ふるさと市町村圏を定住自立圏構想推進要綱に基づく定住自立圏などに入れ替えることとする。

(2) 図4は、現行の決算カードは、情報の一覧性を重視するため歳入・歳出等の区分等が必ずしも明確でないことから、歳入と歳出の関係部分以外を取り除き、残った歳入関係と歳出関係を明確に区分けするために組み替えることにより、各データの関連性を明確になるようにしている。

(3) 図5は、上半分を現行の財政状況等一覧表、下半分を現行の健全化判断比率カードという組み合わせにして、団体に属する各会計、関係団体の財政状況とともに、健全化法の健全化判断比率4指標の内訳がこの1枚で把握できる。

なお、実質公債費比率、将来負担比率については、現行の健全化判断比率カード同様、構成要素の状況を示しながら比率の算定内容及び算定過程がわかるようになっている。

(4) 図6及び図7は、現行の財政比較分析表・歳出比較分析表において、重複データを整理するなど情報の集約化を図る中で、レーダーチャートを削除して、個別指標図を関連性のある組み合わせに並び替えるとともに、分析欄を個別指標図ごとに設けて、具体的かつ詳細な説明を加えることで、より有用な情報開示を行うことができる。

なお、図7のタイトルについては、現行の歳出比較分析表から、歳出のうち主として経常経費を並べていることから、「経常経費分析表」に改めている。

(5) 図8-1、図8-2、図8-3及び図8-4は、実質収支比率と連結実質赤字・黒字比率、及び実質公債費比率と将来負担比率の構成要素（分子）の構成分析と経年比較であり、健全化判断比率の構成要素について数値データのみではなく、視覚化したうえで、分析欄を設け、具体的かつ詳細な説明を加えることで、より有用な情報開示を行うことができる。

このうち、「実質収支比率等に係る経年分析」と「連結実質赤字比率に係る赤字・黒字の構成分析」については、昨年の本調査研究会報告書における検討結果である。

「実質収支比率等に係る経年分析」においては、健全化判断比率の実質赤字比率ではなく、地方公共団体の財政状況の総合的な把握の観点から、黒字も考慮に入れた実質収支比率を用いて分析することとした。

「連結実質赤字比率に係る赤字・黒字の構成分析」においては、連結実質収支額を連結赤字額と連結黒字額にそれぞれ分け、それを構成する主な会計名等を明示し、複数年度の状況を見ることで、連結実質収支の内訳の状況を正しく把握することができる。

## 5. 再編成の時期等

ここで提案した財政情報の再編成後の開示様式である「財政状況資料集(案)」については、今後、地方公共団体の意見、技術的・予算的な制約等を勘案して検討を進め、適切な時期に導入されることを期待するものである。

なお、今後、この様式を具体化するときには、本調査研究会の議論の中で、決算情報の開示において歳入・歳出の区分については、できる限り詳細に区分するなど開示される財政情報を充実させることを検討していくべきとの意見があったことに留意が必要である。

図 3

総括表

財政状況資料集 (案)

〇〇市		市町村類型		指定団体等の指定状況		平成19年度		平成18年度		平成19年度		平成18年度	
人口		IV-3		財政健全化等		歳入総額		歳出総額		実質収支比率		実質収支比率	
17年国調 560,012人		1-7		財源超過		歳入総額		歳出総額		経常収支比率		経常収支比率	
増減率 4.5%		産業構造		定住自立圏		歳入歳出差引		歳入歳出差引		(繰越すべき財源)		(繰越すべき財源)	
12年国調 536,046人		首都		首都		実質収支		実質収支		標準財政規模		標準財政規模	
増減率 4.5%		近畿		近畿		単年度収支		単年度収支		財政力指数		財政力指数	
20.3.31 543,737人		中部		中部		積戻金		積戻金		公債負担比率		公債負担比率	
19.3.31 539,679人		過疎		過疎		減債		減債		健全化判断比率		健全化判断比率	
増減率 0.8%		山振		山振		立金		立金		実質赤字比率		実質赤字比率	
186.31		半島		半島		繰上償還金		繰上償還金		連結実質赤字比率		連結実質赤字比率	
3,006		拠点		拠点		積立金取崩し額		積立金取崩し額		実質公債費比率		実質公債費比率	
235,858		低開発		低開発		実質単年度収支		実質単年度収支		将来負担比率		将来負担比率	
		特別豪雪		特別豪雪		基準財政収入額		基準財政収入額		資金不足比率		資金不足比率	
		指数表選定		指数表選定		基準財政需要額 c,d		基準財政需要額 c,d		下水道事業特別会計		下水道事業特別会計	
		73.4%		70.9%		標準税収入額等		標準税収入額等					
		職員数の状況		職員数の状況		経常一般財源等		経常一般財源等					
		1人あたり平均給料月額(百円)		1人あたり平均給料月額(百円)		地方債現在高		地方債現在高					
		3,779		3,779		うち政府資金		うち政府資金					
		3,857		3,857		債務負担行為額		債務負担行為額					
		3,900		3,900		収益事業収入		収益事業収入					
		102.9		102.9		土地開発基金現在高		土地開発基金現在高					
		ラス/バイ/レス指数		ラス/バイ/レス指数									
特別職等	職員数	1	11,000	1	11,000	1	11,000	1	11,000	1	11,000	1	11,000
	市区町村長	2	9,400	2	9,400	2	9,400	2	9,400	2	9,400	2	9,400
	収入役	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	教育長	1	8,500	1	8,500	1	8,500	1	8,500	1	8,500	1	8,500
	議会議長	1	7,300	1	7,300	1	7,300	1	7,300	1	7,300	1	7,300
	議会副議長	1	6,600	1	6,600	1	6,600	1	6,600	1	6,600	1	6,600
	議会議員	38	5,900	38	5,900	38	5,900	38	5,900	38	5,900	38	5,900
一般会計等の一覧	職員数	2,825	10,676,040	2,825	10,676,040	2,825	10,676,040	2,825	10,676,040	2,825	10,676,040	2,825	10,676,040
(1) 一般会計	一般職員	759	2,927,140	759	2,927,140	759	2,927,140	759	2,927,140	759	2,927,140	759	2,927,140
(2) 土地取得事業特別会計	技術公務員	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(3) 受託水道事業特別会計	消防職員	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	臨時職員	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	合計	2,822	1,073,340	2,822	1,073,340	2,822	1,073,340	2,822	1,073,340	2,822	1,073,340	2,822	1,073,340
	ラス/バイ/レス指数		102.9		102.9		102.9		102.9		102.9		102.9
事業会計の一覧	職員数	7	27,300	7	27,300	7	27,300	7	27,300	7	27,300	7	27,300
(4) 国民健康保険事業特別会計	一般職員	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(5) 老人保健特別会計	技術公務員	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(6) 介護保険特別会計	消防職員	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(7) 駐軍場事業特別会計	臨時職員	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(8) 給与及び公費金特別会計	合計	2,822	1,073,340	2,822	1,073,340	2,822	1,073,340	2,822	1,073,340	2,822	1,073,340	2,822	1,073,340
公営企業の一覧	職員数	2,822	1,073,340	2,822	1,073,340	2,822	1,073,340	2,822	1,073,340	2,822	1,073,340	2,822	1,073,340
(9) 下水道事業特別会計	ラス/バイ/レス指数		102.9		102.9		102.9		102.9		102.9		102.9
関係する一部事務組合等組合等	職員数	2,822	1,073,340	2,822	1,073,340	2,822	1,073,340	2,822	1,073,340	2,822	1,073,340	2,822	1,073,340
(10) 市町村総合事務組合	ラス/バイ/レス指数		102.9		102.9		102.9		102.9		102.9		102.9
(11) 市町村総合事務組合	職員数	2,822	1,073,340	2,822	1,073,340	2,822	1,073,340	2,822	1,073,340	2,822	1,073,340	2,822	1,073,340
(12) 競輪事業組合	ラス/バイ/レス指数		102.9		102.9		102.9		102.9		102.9		102.9
(13) 競艇事業組合	職員数	2,822	1,073,340	2,822	1,073,340	2,822	1,073,340	2,822	1,073,340	2,822	1,073,340	2,822	1,073,340
(14) 広域資源循環組合	ラス/バイ/レス指数		102.9		102.9		102.9		102.9		102.9		102.9
(15) 環境組合	職員数	2,822	1,073,340	2,822	1,073,340	2,822	1,073,340	2,822	1,073,340	2,822	1,073,340	2,822	1,073,340
(16) 斎場組合	ラス/バイ/レス指数		102.9		102.9		102.9		102.9		102.9		102.9
(17) 後期高齢者医療広域連合	職員数	2,822	1,073,340	2,822	1,073,340	2,822	1,073,340	2,822	1,073,340	2,822	1,073,340	2,822	1,073,340
(18) 文化財団	ラス/バイ/レス指数		102.9		102.9		102.9		102.9		102.9		102.9
(19) (財)住宅・都市整備公社	職員数	2,822	1,073,340	2,822	1,073,340	2,822	1,073,340	2,822	1,073,340	2,822	1,073,340	2,822	1,073,340
(20) 都市モノレール(株)	ラス/バイ/レス指数		102.9		102.9		102.9		102.9		102.9		102.9

一般会計等の一覧  
 (1) 一般会計  
 (2) 土地取得事業特別会計  
 (3) 受託水道事業特別会計

事業会計の一覧  
 (4) 国民健康保険事業特別会計  
 (5) 老人保健特別会計  
 (6) 介護保険特別会計  
 (7) 駐軍場事業特別会計  
 (8) 給与及び公費金特別会計

公営企業の一覧  
 (9) 下水道事業特別会計

関係する一部事務組合等組合等  
 (10) 市町村総合事務組合  
 (一般会計)  
 (11) 市町村総合事務組合  
 (交通災害共済事業特別会計)  
 (12) 競輪事業組合  
 (13) 競艇事業組合  
 (14) 広域資源循環組合  
 (15) 環境組合  
 (16) 斎場組合  
 (17) 後期高齢者医療広域連合

地方公社・第三セクター等一覽  
 (18) (財)文化財団  
 (19) (財)住宅・都市整備公社  
 (20) 都市モノレール(株)

(注意書き)  
 ※記号の説明など

(注) 地方公共団体が損失補償等を行っている出資法人で、健全化法の算定対象となっていない団体は○。



図 5 (2) 各会計、関係団体の財政状況及び健全化判断比率

一般会計等の財政状況(単位:百万円)

会計名	歳入	歳出	形式収支	実質収支	他会計等からの繰入金	地方債現在高	備考
(1)一般会計	164,994	162,024	2,069	1,333	332	129,804	基礎収入3,000まで
(2)土地取得事業特別会計	801	801	0	0	3	205	
(3)委託水道事業特別会計	3,346	3,346	0	0	0	0	
(4)国民健康保険事業特別会計	51,580	51,580	347	347	7,823	-	基金不足比率
(5)老人保健特別会計	30,005	29,740	265	265	2,386	-	基金不足比率
(6)介護保険特別会計	25,167	24,575	592	592	3,354	-	基金不足比率
(7)雇用事業特別会計	1,074	1,074	0	0	782	8,726	5,401
(8)給与及び材料金特別会計	37,360	37,360	0	0	-	-	-
(9)下水道事業特別会計	15,978	15,988	80	80	4,196	113,383	47,281
公営企業会計等 計	169,141	167,071	2,069	1,333	-	130,009	実質赤字額 f

公営企業会計等の財政状況(単位:百万円)

会計名	総収益(歳入)	総費用(歳出)	純損益(形式収支)	資産制限額/不償還(償収収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	基金不足比率	備考
(4)国民健康保険事業特別会計	51,527	51,580	347	347	7,823	-	-	基金不足比率
(5)老人保健特別会計	30,005	29,740	265	265	2,386	-	-	基金不足比率
(6)介護保険特別会計	25,167	24,575	592	592	3,354	-	-	基金不足比率
(7)雇用事業特別会計	1,074	1,074	0	0	782	8,726	5,401	
(8)給与及び材料金特別会計	37,360	37,360	0	0	-	-	-	
(9)下水道事業特別会計	15,978	15,988	80	80	4,196	113,383	47,281	
公営企業会計等 計	169,141	167,071	2,069	1,333	-	130,009	52,862	

関係する一部事務組合等の財政状況(単位:百万円)

一部事務組合等名	総収益(歳入)	総費用(歳出)	純損益(形式収支)	資産制限額/不償還(償収収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	基金不足比率	備考
(10)用野村社会事務組合(一般会計)	1,116	1,049	68	68	29	-	-	基金不足比率
(11)野村総合事務組合(交通彩票基金事業特別会計)	559	434	125	125	100	-	-	基金不足比率
(12)原稿事業組合	26,026	25,577	452	452	159	-	-	基金不足比率
(13)原稿事業組合	27,272	27,939	333	333	666	-	-	基金不足比率
(14)広域資源循環組合	10,888	10,202	686	686	244	26,784	3,509	
(15)環境組合	4,787	4,587	220	220	-	7,509	1,723	
(16)環境組合	600	591	8	8	-	397	21	
(17)後期高齢者福祉広域連合	3,426	3,326	100	100	-	-	-	
一部事務組合等 計	70,074	68,893	1,181	1,181	1,284	122,109	52,862	

公債負担の状況(千円、%)

区分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	分母比
元利償還金(公債充出一般財源等)	11,420,637	11,478,532	10,934,077	11,919	11.9
元利償還金	0	0	33,333	0	0.0
公債企業債の元利償還金に対する繰入金	3,846,718	4,255,550	3,867,107	4,4	4.4
関係する一部事務組合等からの繰入金	991,935	852,462	662,071	0,7	0.7
関係する一部事務組合等からの繰入金(繰入不足)	1,127,178	1,390,178	1,482,272	1,7	1.7
一時借入金の子子	0	0	0	0	0.0
合計(ア)	17,366,468	17,976,722	16,578,680	17,366	17.4
内訳					
債務負担行為(PPF事業に係るもの)	0	0	0	0	0.0
国営土地改良事業の負担金に係るもの	0	0	0	0	0.0
社会福祉法人に係るもの	0	0	0	0	0.0
母子給付に係るもの	0	238,242	277,218	0,3	0.3
借入金(イ)	96,020,146	100,029,611	101,337,021	144,3	144.3
借入金(ウ)	11,735,148	12,351,028	12,667,763	14,3	14.3
(ア)-(ウ)/(イ)-(ウ)×100(単年度)	6.7	6.4	6.4	6.4	6.4
実質公債負担率(3か年平均)	6.7	6.4	6.4	6.4	6.4

健全化判断比率	平成20年度(単期)	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率 f	11.3	200	200
道給実赤字比率 g	16.3	400	400
実質公債負担率 h	25.5	350	350
将来負担比率 i	25.5	350.0	350.0

地方公社、第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的変遷の状況(単位:百万円)

地方公社、第三セクター等名	経常損益	純資産又は正味財産	当該団体からの出資金	当該団体からの補助金	当該団体からの買付金	当該団体からの債権償還	当該団体からの債権償還	備考
(18)財)文化財団	48	676	501	388	0	0	0	
(19)財)住宅・都市整備公社	-80	13,008	204	0	0	0	0	
(20)鹿野毛(ロー)協	-144	-3,577	331	0	1,500	0	0	
地方公社、第三セクター等 計	1,036	388	1,036	388	1,500	0	0	※地方公共団体が損失補償を行っている出資法人で、健全化法の算定対象となっている団体。

将来負担の状況(千円、%)

区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	分母比	内訳	平成19年度	平成20年度	平成21年度	分母比
将来負担額	130,008,608	146,6	146,6	146.6	債務負担行為(PPF事業に係るもの)	0	0	0	0.0
債務負担行為(PPF事業に係るもの)	23,909,105	270	270	270	国営土地改良事業の負担金に係るもの	0	0	0	0.0
公債企業債の元利償還金に対する繰入金	52,681,851	594	594	594	後継土地の買い直しに係るもの	0	0	0	0.0
関係する一部事務組合等からの繰入金	5,251,932	5,9	5,9	5.9	公共下水道事業特別会計	47,280,736	47,280,736	47,280,736	53.3
関係する一部事務組合等からの繰入金(繰入不足)	35,864,909	40,5	40,5	40.5	企業債等	0	0	0	0.0
一時借入金の子子	408	0	0	0.0	産業廃排水事業特別会計	0	0	0	0.0
合計(ア)	247,736,813	279.4	279.4	279.4	水道事業会計	0	0	0	0.0
内訳					公債地方買付中債特別会計	0	0	0	0.0
債務負担行為(PPF事業に係るもの)	14,180,073	160	160	160	地方運政公社に係る将来負担額	0	0	0	0.0
国営土地改良事業の負担金に係るもの	71,846,716	81.0	81.0	81.0	土地開発公社に係る将来負担額	408	408	408	0.0
社会福祉法人に係るもの	130,075,205	158.8	158.8	158.8	その他第三セクター等に係る将来負担額	0	0	0	0.0
母子給付に係るもの	225,102,994	253.9	253.9	253.9					
借入金(イ)	101,337,021	125.5	125.5	125.5					
借入金(ウ)	12,667,763	14.3	14.3	14.3					
(ア)-(ウ)/(イ)-(ウ)×100(単年度)	25.5	25.5	25.5	25.5					
実質公債負担率(3か年平均)	25.5	25.5	25.5	25.5					

(3) 市町村財政比較分析表(平成19年度普通会計決算)

〇〇県〇〇市

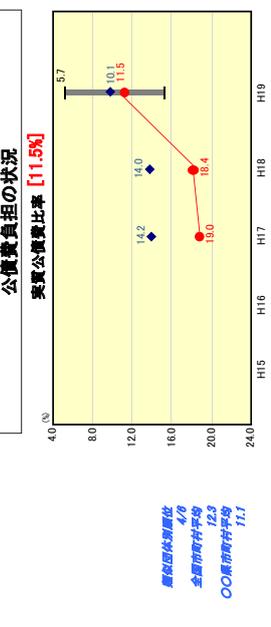
人口	157,040 人(H20.3.31現在)	標準財政規模	28,018,744 千円
面積	177.82 km <sup>2</sup>	地方債現在高	51,360,693 千円
市町村類型	IV-2	実質赤字比率	-
人口総額	48,226,982 千円	連結実質赤字比率	-
歳入総額	46,815,125 千円	将来負担比率	69.5
歳出総額	1,315,381 千円		
実質収支			



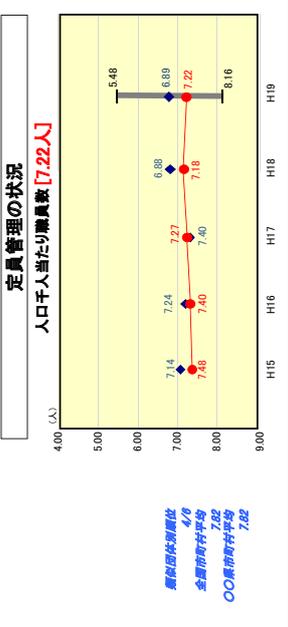
将来負担比率の分析欄



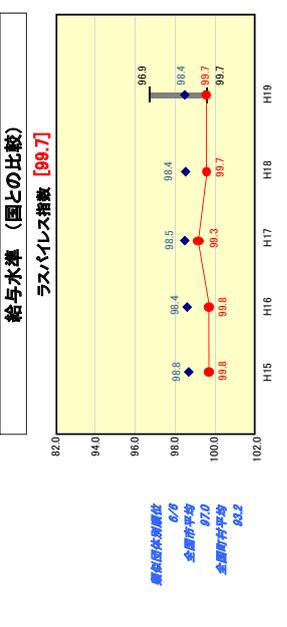
実質公債費比率の分析欄



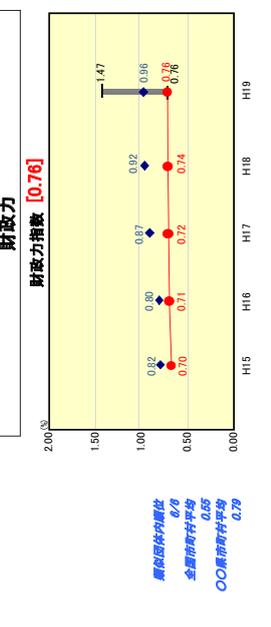
人口千人当たりの職員数の分析欄



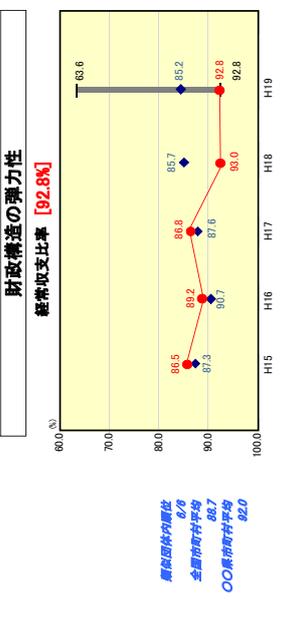
ラスパイルズ指数の分析欄



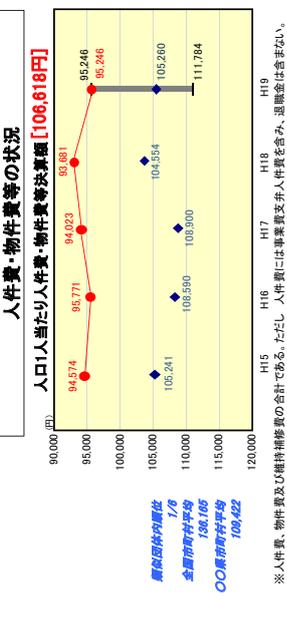
財政力指数の分析欄



経常収支比率の分析欄



人口1人当たり人件費・物件費等決算額の分析欄

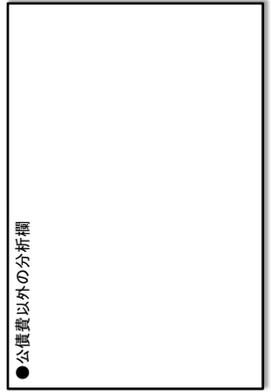
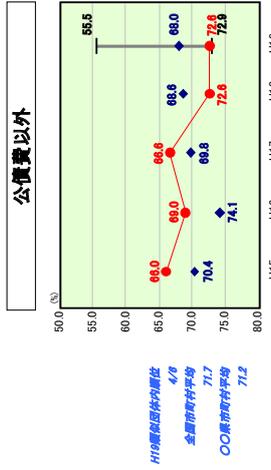
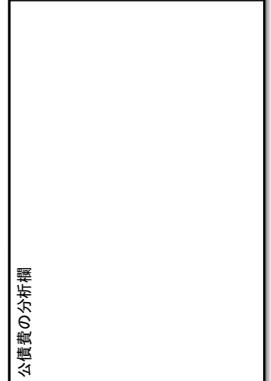
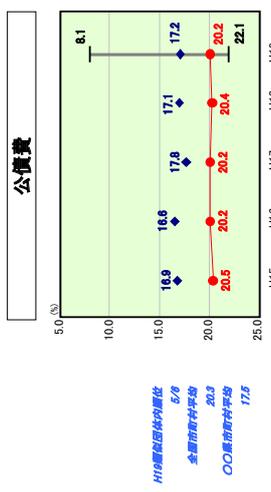
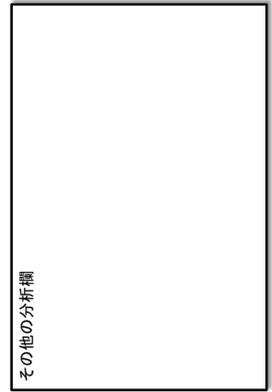
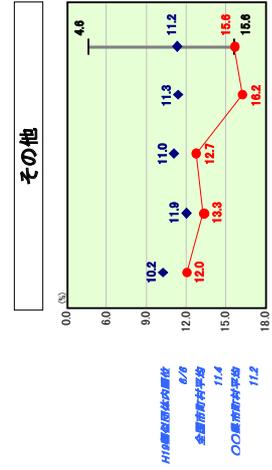
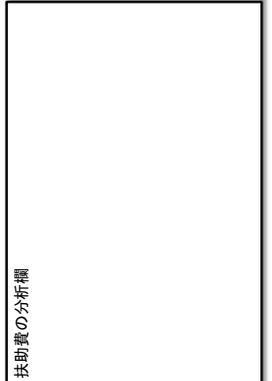
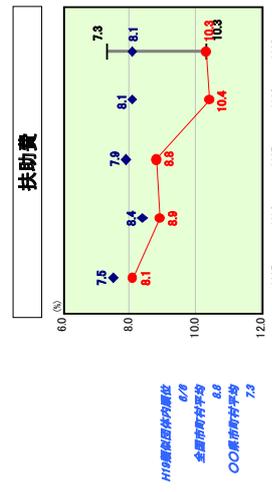
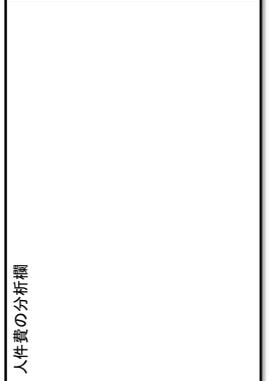
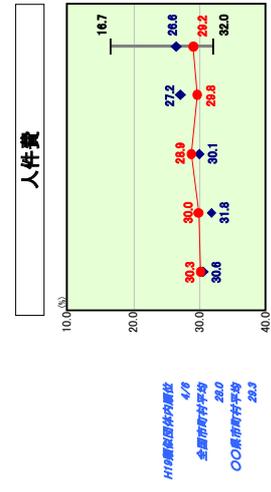
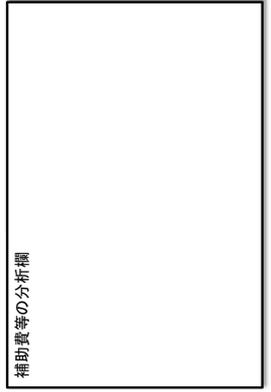
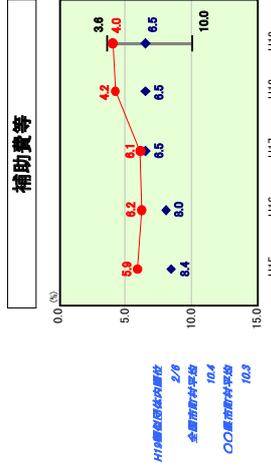
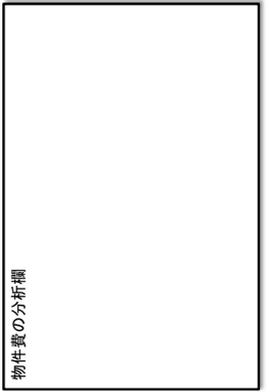
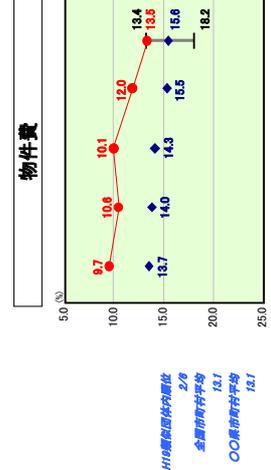


※人件費、物件費及び維持補修費の合計である。ただし、人件費には事業費支弁人件費を含み、退職金含まない。

### (4) 経常経費分析表(平成19年度普通会計決算)

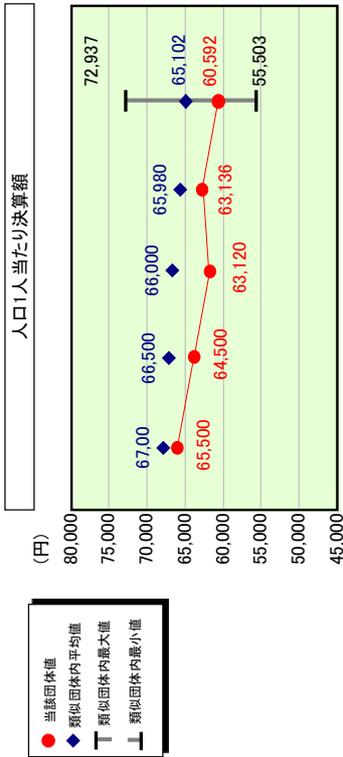
#### 経常収支比率の分析

人口	157,040人(H20.3.31現在)	標準財政規模	28,018,744千円
面積	177.82km <sup>2</sup>	地方債現在高	51,360,693千円
市町村類型	IV-2	実質赤字比率	-
歳入総額	48,226,982千円	連結実質赤字比率	-
歳出総額	46,815,125千円	将来負担比率	69.5
実質収支	1,315,381千円		



(5) 経常経費分析表(平成19年度普通会計決算)

人件費及び人件費に準ずる費用の分析



人件費及び人件費に準ずる費用

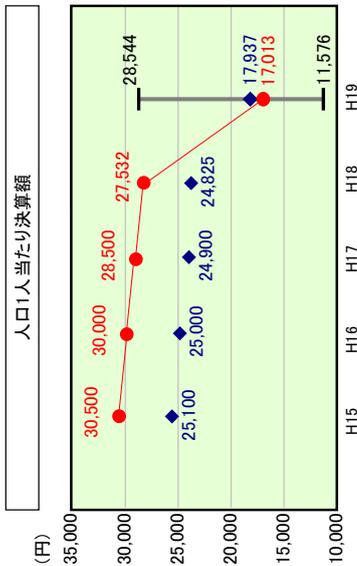
当該団体の決算額(十円)	当該団体(円)	類似団体平均(円)	人口1人当たり決算額(円)	対比(%)
9,475,740	60,340	62,226	60.340	▲ 3.0
408,417	2,601	2,738	2.601	▲ 12.5
11,853	75	428	2.738	▲ 97.3
-	-	-	-	-
180,183	1,147	2,629	1.147	▲ 56.4
416,628	2,653	1,669	2.653	▲ 59.0
▲ 977,522	▲ 6,225	▲ 6,901	▲ 6.225	▲ 9.8
9,515,299	60,592	65,102	60.592	▲ 6.9

参考

人口1,000人当たり職員数(人)	当該団体	類似団体平均	対比(差引)
ラスハイレス指数	7.22	6.89	0.33
ラスハイレス指数	99.7	98.4	1.3

ラスハイレス指数及び職員数に係る項目については、平成19年地方公務員給与実態調査に基づくものである(以降の項目について同じ。)。なお、平成19年度中に市町村合併を行った団体については、当該項目を「-」としている。

公債費及び公債費に準ずる費用の分析

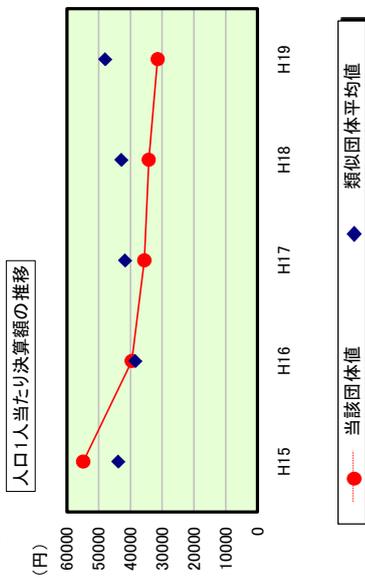


公債費及び公債費に準ずる費用(実質公債費比率の構成要素)

当該団体の決算額(千円)	当該団体(円)	類似団体平均(円)	人口1人当たり決算額(円)	対比(%)
4,569,615	29,098	29,433	29.433	▲ 1.1
-	-	41	41	-
2,658,960	16,932	10,877	10.877	55.7
-	-	1,264	1,264	-
205,206	1,307	1,654	1.654	▲ 21.0
-	-	16	16	-
▲ 4,762,007	▲ 30,324	▲ 25,348	▲ 30.324	▲ 19.6
2,671,774	17,013	17,937	17.937	▲ 5.2

平成20年4月1日以降の市町村合併により消滅した団体で実質公債費比率を算定していない団体については、「-」としている(以降の項目について同じ。)

(参考) 普通建設事業費の分析



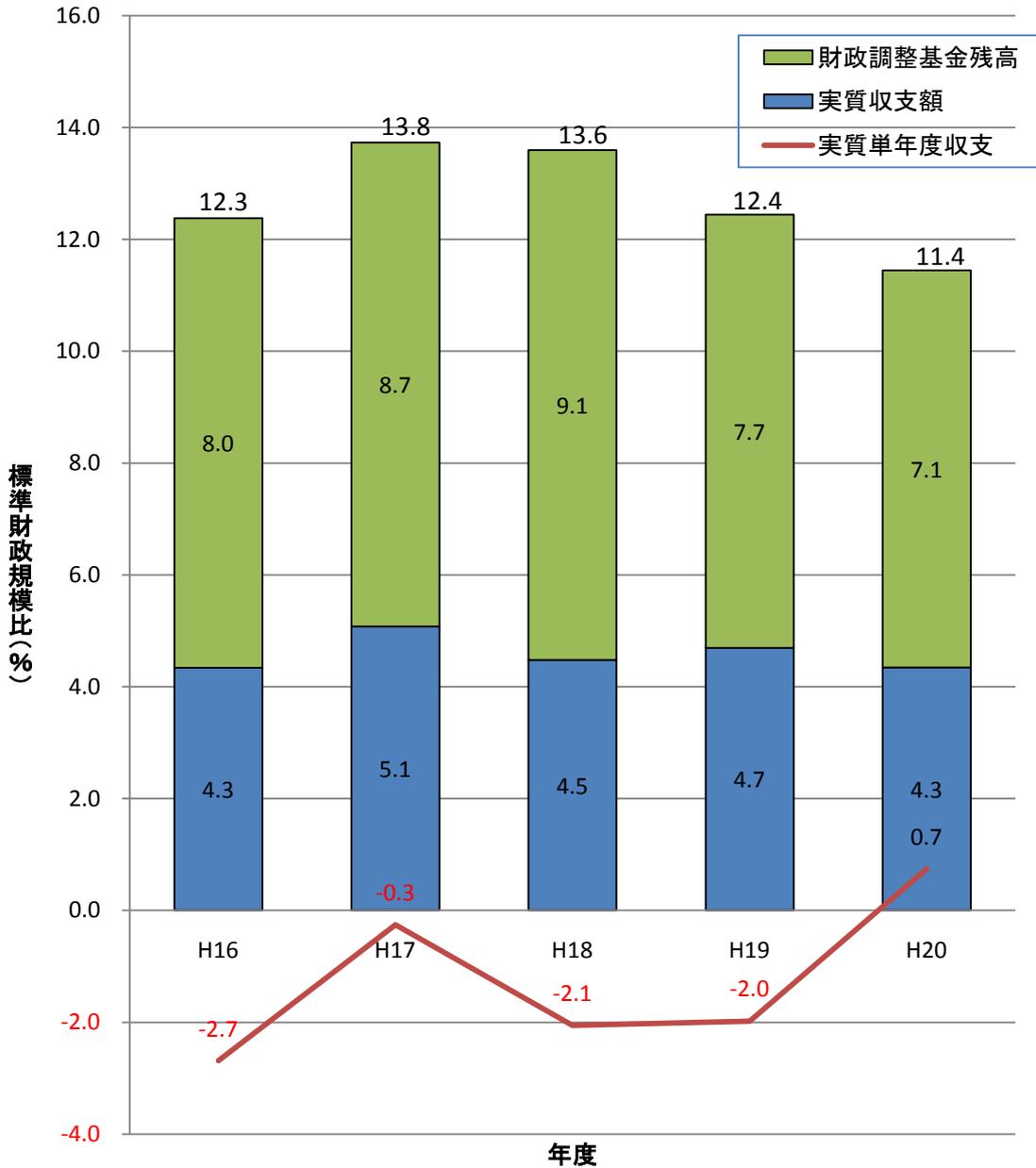
普通建設事業費

当該団体の決算額	人口1人当たり決算額	
	当該団体(円)	増減率(%)
8,795,180	▲ 17.7	▲ 1.5
6,375,637	▲ 5.9	▲ 3.2
6,318,714	▲ 27.9	▲ 15.6
5,425,839	▲ 14.6	▲ 1.2
5,665,048	▲ 9.9	▲ 18.3
4,722,104	▲ 12.6	▲ 30.2
5,408,135	▲ 3.9	▲ 6.7
3,717,325	▲ 20.8	▲ 15.5
4,937,681	▲ 8.1	▲ 20.0
3,567,132	▲ 3.4	▲ 8.8
6,224,952	▲ 13.5	▲ 12.4
4,761,607	▲ 11.5	▲ 10.1

図 8 - 1

(6) 実質収支比率等に係る経年分析

〇〇県〇〇市



分析欄

〈記載例〉

○財政調整基金残高

平成18年度から低下傾向。財源不足のため基金取り崩して補てんしているため。

○実質収支額

年々扶助費が増加しているが、歳出全般の見直しにより、5年間で概ね標準財政規模比4～5%台を推移する等変動が少なく良好な状態。

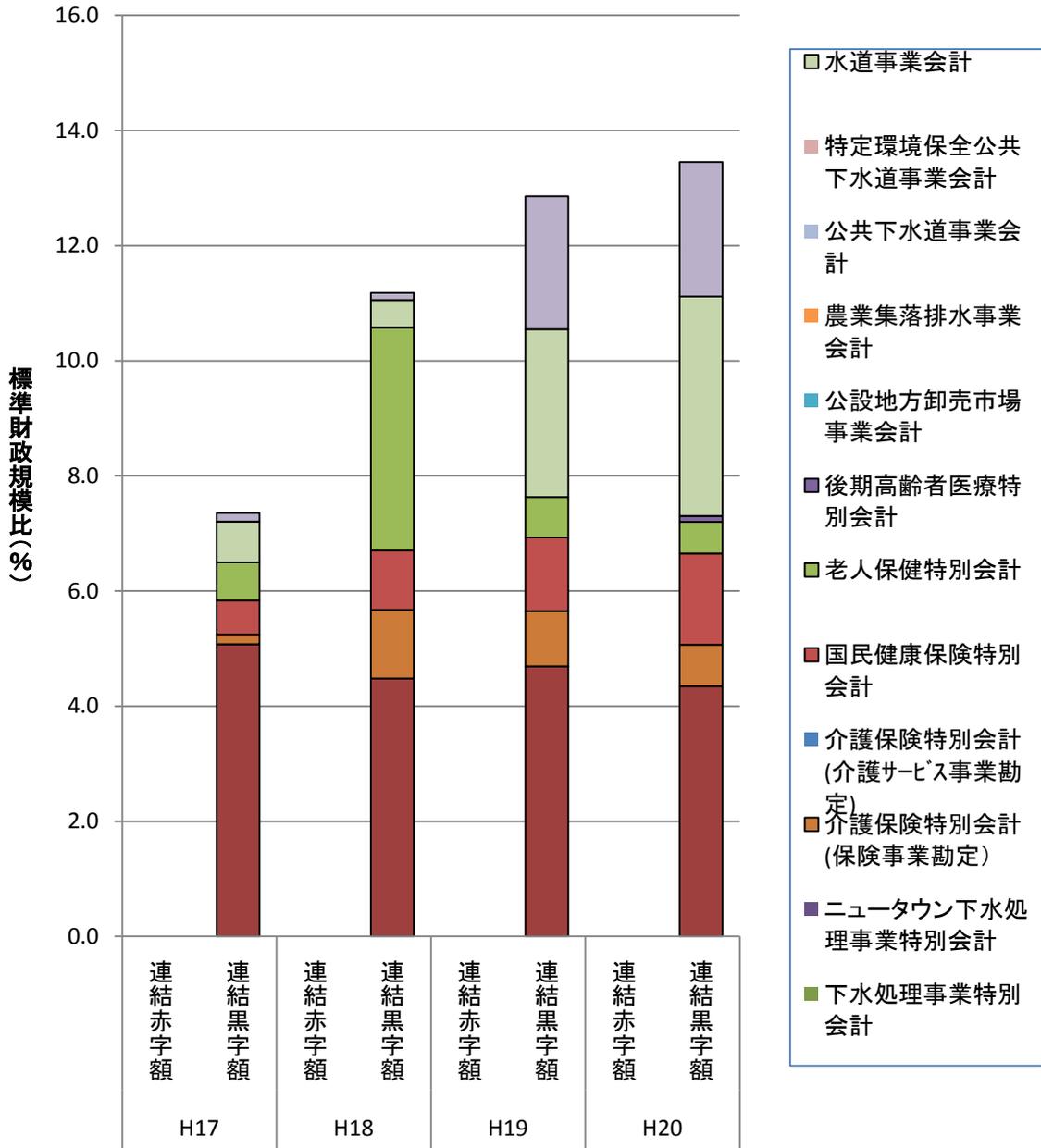
○実質単年度収支

平成20年度に財政調整基金の取崩しを抑えられたことからプラスになったが、税収の伸びが期待できないことから、今後も基金の取崩しが続くことが予想される。

○今後の対応

税収の伸びが期待できないことから、財政調整基金を活用しながらの財政運営となることが予想される。

(7) 連結実質赤字比率に係る赤字・黒字の構成分析

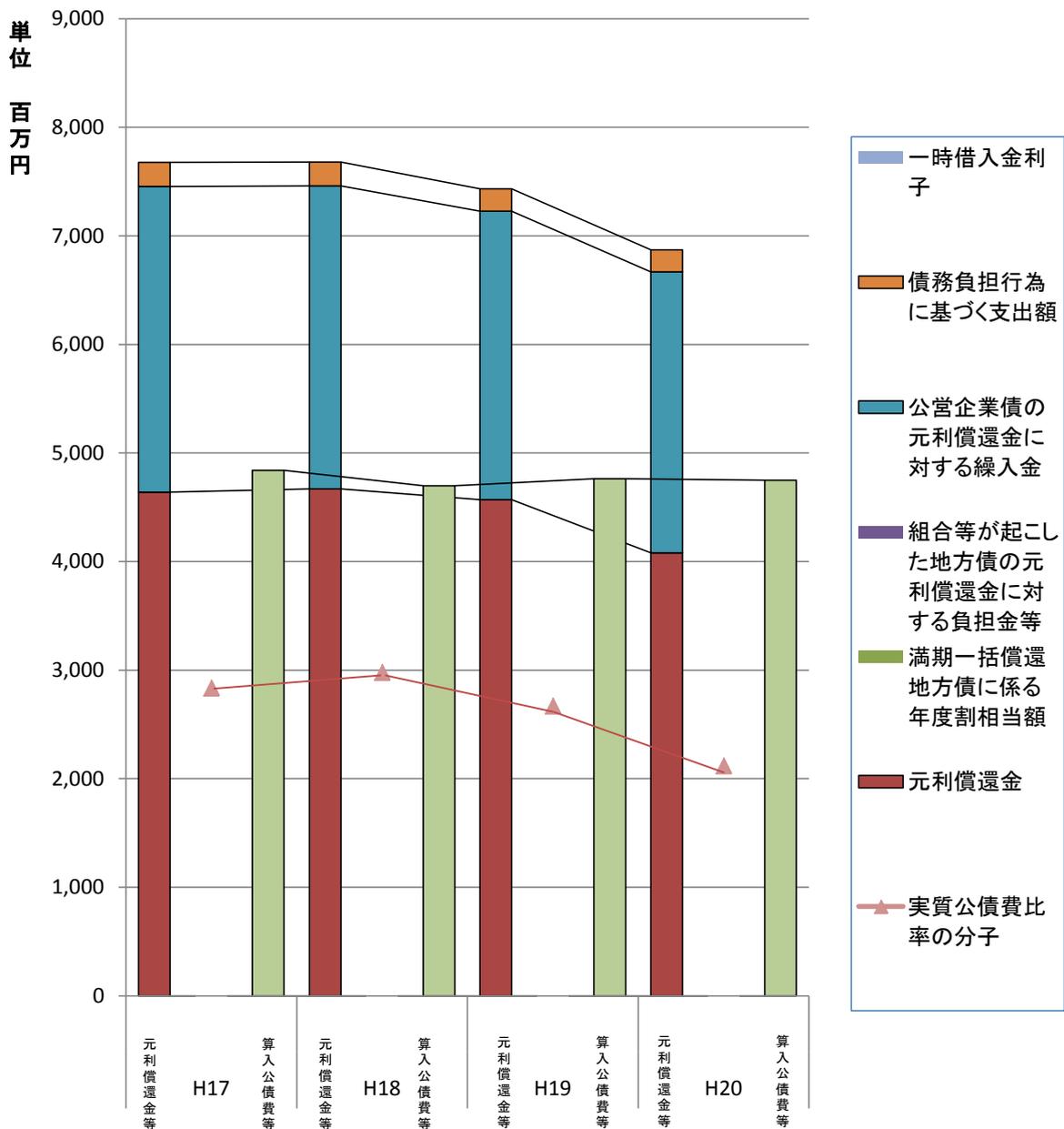


分析欄  
 〈記載例〉  
 ○現状  
 一般会計及びすべての特別会計で赤字が生じていない。  
 ○今後の対応  
 各会計で適正な財政運営、企業経営を行っていく。

図 8 - 3

(8) 実質公債費比率(分子)の構造

〇〇県〇〇市



分析欄

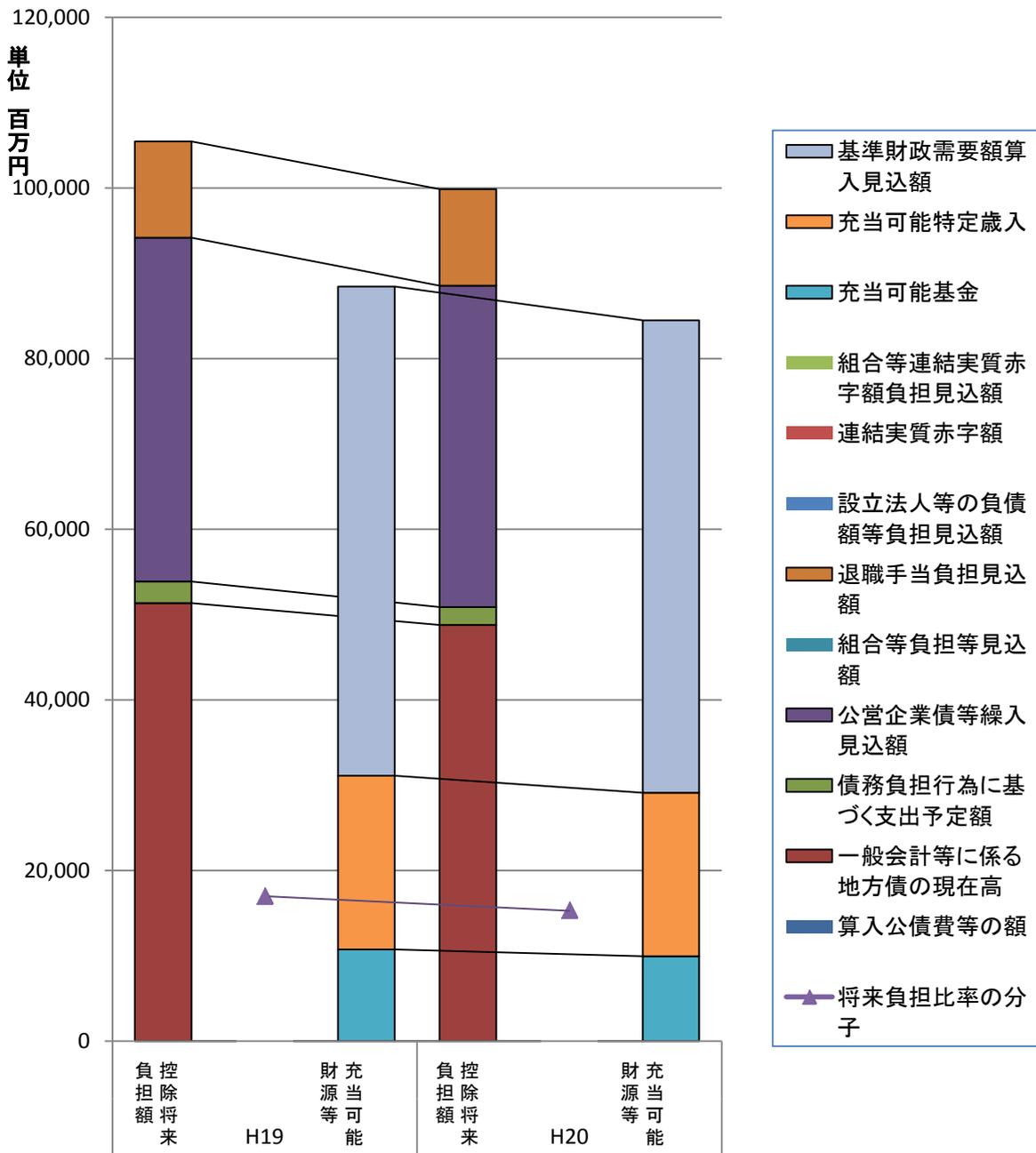
〈記載例〉

- 元利償還金  
市独自の財政健全化計画に基づき市債発行を抑制しているため、減少傾向にある。
- 公営企業債の元利償還金に対する繰入金  
公共下水道事業が完成に近づき、事業費、元利償還金が減少し始めたため、減少傾向にある。
- 実質公債費比率の分子  
元利償還金と公営企業債の元利償還金に対する繰入金の減少に伴い、低下傾向にある。
- 今後の対応  
早期健全化基準未達であるが、今後とも市債発行の抑制を基調とし、比率の更なる改善を図る。

図 8 - 4

(9) 将来負担比率(分子)の構造

〇〇県〇〇市



分析欄

〈記載例〉

- 一般会計等に係る地方債現在高  
市独自の財政健全化計画に基づき市債発行を抑制しているため、減少している。
- 公営企業債等繰入見込額  
公共下水道事業等の公営企業の市債残高は減少傾向にあり、これに伴い償還に対する繰入れも減少している。
- 将来負担比率の分子  
公的補償金免除繰上償還を実施し、地方債現在高、公営企業債等繰入見込額が減少したため、減少傾向にある。
- 今後の対応  
早期健全化基準未満であるが、今後とも市債発行の抑制を基調として、比率の更なる改善を図る。

## 第4 将来負担比率（分子）の構成要素の開示について

### 1. 現状

健全化法は、平成20年4月1日より一部施行され、健全化判断比率等の公表が義務付けられた。各地方公共団体（以下、「団体」という。）においては、健全化判断比率の状況等について議会に報告するとともに、ホームページや広報誌等を通じ住民への公表を行っている。

平成21年4月1日からは健全化法は全面的に施行され、健全化判断比率の4指標のうちいずれか1つでも早期健全化基準以上となった団体は、財政健全化計画を、財政再生基準以上となった団体は財政再生計画を定めなければならないこととされている。

平成20年度決算においては、早期健全化基準以上の団体は22団体、うち財政再生基準以上の団体は1団体となっており、これらの団体は、年度末までに早期健全化または財政再生のための計画を策定し、公表することとなっている。

しかし、各団体においては、健全化判断比率のすべてが早期健全化基準未満であっても、現下の厳しい地方財政の状況においては、各団体がそれぞれの多様な将来負担を個別に分析し、将来にわたる健全な財政運営に役立てることが肝要である。

健全化判断比率は、健全化法の規定に基づき財政の早期健全化や財政の再生を図るかどうかを判断するだけでなく、今後の行財政運営の方針を決定する場合や議会・住民等が財政運営の適正性・妥当性をチェックするためにも有用な情報である。

こうした中で、健全化判断比率のうち将来負担比率については、団体が発行した地方債残高のみならず、地方公社や第三セクター等の負債のうち一般会計等が負担することになるものも含め、決算年度末時点での一般会計等の実質的な将来負担の程度を把握できるものである。

### 2. 開示の目的

これまでの財政指標は、主に当該年度末における収支差や規模等を示すものであったが、健全化法の将来負担比率は広く一般会計等の将来負担の程度を把握するために新たに導入されたストック指標である。

この比率の分子の構成要素に関する過去からの推移や将来の見通しについての分析を行うことは、当該団体の将来を見据えた財政状況や財政運営上の課題

等を明らかにすることで、これらを踏まえた対応策を検討する際の材料にするとともに、対外的な説明の一助となるものである。

また、団体が財政状況や財政運営上の課題等について明らかにし、議会や住民等に対して説明責任を果たすことで、団体の置かれている状況に関して正しい理解を得ることができ、健全な財政運営に協力を得ることも期待できる。

このように、将来負担比率（分子）の構成要素の分析を通じて、団体における現在と将来の負担のバランスを考慮した財政運営の方針が決定され、住民等によるチェック機能が働くことで、財政規律の確立が図られ財政の健全性が将来にわたり維持されることが期待されるものである。

### 3. 将来負担比率（分子）の構成要素の開示方法（参考例）

これまで述べてきたように将来負担比率（分子）の構成要素の分析・公表を行うことは財政規律の確立に資することから、様式例（図9）として「将来負担の分析と対応」を示すこととするが、これは各団体の自主的な判断に基づき、当該団体の将来負担比率（分子）の構成要素について分析し、その結果を開示する場合の参考例を示したものである。

なお、各団体において、この様式例以外に詳細に開示が必要と考えられる情報等がある場合には適宜追加する等、当該団体の実情に応じて様式を加工する必要があると考えられる。

また、実際に開示を行う際には、単に様式のみを示すのではなく、イメージ図やグラフで図解するなど、できる限り住民等が理解しやすいように工夫するとともに、住民等のニーズ等に合わせ、適宜内容の充実を図っていく必要があると考えられる。

将来負担額の構成要素には、債務として確定しているもの、債務が未確定で偶発的なものなど多岐にわたる。

将来負担比率や将来負担額の構成要素のうち地方債現在高及び債務負担行為に基づく支出予定額（健全化法施行規則8条1号から9号）のうちPFI事業に係る公共公用施設建設事業費や国営土地改良事業に対する負担金等については、今後の各年度ごとの残高や支出予定額の見通しを立てることが可能であることから、これらの将来負担を単年度のみの数値で分析、評価するのではなく、過去からの推移や将来の年度ごとの見通しについても考慮して行うことが有用である。

一方、土地開発公社、地方道路公社や地方公共団体が損失補償を付した債務を有する出資法人等については、法人の財務・経営状況に応じて、当該債務の

一定割合が、将来一般会計等が負担する見込額として将来負担額に算入されるので、その算出過程が公表されることが望ましい。

その他退職手当支給予定額や連結実質赤字額等の将来負担額の要素については、退職者の見込みや赤字の発生等を予見することは不確定要素が多く困難であることから、まずは現状分析及び評価と指標の改善に向けた対応策等を分析欄に記載することとする。

(図9) 将来負担の分析と対応 (様式例)

I. 将来負担比率

	19	20	21	22	23	24
将来負担比率						

<p>(分析欄)</p> <p>(記載事項例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・将来負担比率の特徴</li> </ul> <p>(例) 他団体との比較</p> <p>将来負担比率のうち多くを占めるもの</p>
--

<p>(対応策)</p> <p>(記載事項例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今後の対応方針</li> <li>・今後の改善スケジュール</li> </ul>
--

II. 将来負担額の内訳

1. 一般会計等が実質的に負担する地方債現在高

	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
一般会計等											
公営事業会計(事業会計ごと)											
うち一般会計等負担見込額											
関係一部事務組合等											
うち一般会計等負担見込額											
合計											

<p>(分析欄)</p> <p>(記載事項例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・既発債の特徴 例：H17に学校建設</li> </ul>
--

<p>(対応策)</p> <p>(記載事項例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新発債の発行方針</li> <li>    発行額は当該年度の元金償還額以内。</li> <li>・今後の見込み</li> <li>    例：H23に学校建設の予定</li> <li>・目標値</li> </ul>
--

2. 債務負担行為に基づく支出予定額

事項	N年度 支出予定額	限度額	備考
①PFI事業に係る公共公用施設建設事業費等 ②いわゆる「5省協定」に係る公共公用施設建設事業費 ③国営土地改良事業に対する負担金 ④「森林総合研究所」や「水資源機構」等の事業に対する負担金 ⑤職員住宅等の無償譲渡を受けるために支払い賃借料 ⑥いわゆる「依頼土地」の買戻しに要する経費 ⑦社会福祉法人の施設建設費の償還に対する補助 ⑧損失補償又は債務保証に係る債務履行に要する経費 ⑨債務引受に係る債務履行に要する経費 ⑩①～⑨に準ずる経費			(記載事項例) ・N+1年度に〇〇支出予定 ・N+2年度に〇〇支出予定
合計			

(分析欄) (記載事項例) ・課題 ・増減の要因
-----------------------------------

(対応策) (記載事項例) ・今後の見込み
-----------------------------

3. 退職手当支給予定額に係る一般会計等負担見込額

	19	20
一般職支給(予定)額		
特別職支給(予定)額		
組合積立額・積立不足額		

(分析欄) (記載事項例) ・当該年度の退職職員数等 ・今後の見込み
---

4. 設立法人の負債の額等に係る一般会計等負担見込額

	19	20	左記の計算過程
第三セクター等 ・住宅供給公社 ・財団法人			(損失補償債務残高) × (算入率)【判定区分※】 = (将来負担見込額)
地方道路公社			(債務残高) - (将来収支見込額 + 引当金残高) = (将来負担見込額)
土地開発公社			(債務残高) - (現金・預金 + 土地等の評価額・・・) = (将来負担見込額)

(分析欄) (記載事項例) ・他団体の比較 ・公社・三セク等の経営状況
--

※標準評価方式における債務算入率

区分	判定	算入率
A	正常償還見込債務	10%以上
B	地方団体要関与債務	30%以上
C	地方団体要支援債務	50%以上
D	地方団体実質管理債務	70%以上
E	地方団体実質負担債務	90%以上

5. 連結実質赤字額

	19	20
連結実質赤字額		

(分析欄) (記載事項例) ・ある場合は、その要因を分析 ・赤字解消のための計画
---

6. 組合等の連結実質赤字額に係る一般会計等負担見込額

	19	20
組合等の連結実質赤字額に係る一般会計等負担見込額		

(分析欄) (記載事項例) ・どの組合の何が要因となり赤字になっているか ・赤字解消のための計画
---

なお、参考までに議会等にわかりやすく説明するために将来負担比率の構成要素を説明する資料を作成している団体の例を紹介することとする。

(I) (例) 将来負担比率の状況 (図10)

将来負担額全体とその構成要素の将来負担額（構成比）とこれらに対する充当可能財源を控除した将来負担すべき実質的債務を示した表である。将来負担比率の分子において、将来負担額から充当可能財源を控除した実質的な将来負担の内訳を示すものである。将来負担比率が算定されない（マイナスになる）とき、健全化判断比率報告書等に「－」表示される団体においてもこの表を作成することにより、充当財源控除前の将来負担額の存在を確認することができるものである。

ただし、充当可能基金については、どの将来負担額に充当するかは一般的なルールが存在しないので、充当先を決めた理由を説明できるようにしておくことに注意が必要である。

(図10)

**将来負担比率の状況(H20決算)**

※数字は、架空のものである。

(単位:百万円,%)

	将来負担額		充当可能財源				将来負担すべき実質的債務		分母 G	将来負担比率 (F/G) H
	A	構成比	B(C+D+E)	充当可能基金 C	充当可能特定財源 D	基準財政需要見込額 E	(A-B) F	構成比		
将来負担額の状況	2,500	100.0	1,005	50	115	840	1,495	100.0	2,000	74.8
地方債現在高分	1,800	72.0	950	50	100	800	850	56.9		42.5
債務負担行為分	100	4.0	25	-	15	10	75	5.0		3.8
公営企業分	200	8.0	30	-	-	30	170	11.4		8.5
退職手当分	350	14.0	-	-	-	-	350	23.4		17.5
出資法人分	50	2.0	-	-	-	-	50	3.3		2.5

(Ⅱ) (例) 県及び公社等保有土地の現状・課題と今後の対応 (図11)

高い将来負担比率の要因となっている公社及び三セク等の抜本改革を検討するため、県・公社等の保有土地について、現状を示して課題を挙げて、それに対する今後の考え方や対応策等を示した資料であり、これに対応スケジュールのイメージが付いている。

県・公社等が保有している土地について、どのくらい含み損を抱えているか等を把握することにより、今後どのような損失処理が必要で、その処理にはどのような課題があるのか等を検討していくことにより、今後の対応策を打ち出すことができると考えられる。

(図11) 県及び公社等保有土地の現状・課題と今後の対応

※数字は、架空のものである。

現状・課題		今後の対応			
1. 現状					
(1) 県及び公社等所有の分譲用地		(ha、億円)			
区分		未分譲面積(H20末)	借入残高(H20末)	支払利息(H20)	
県	沿線地区	350	2000	30	
	工業団体	450	1000	15	
	小計	800	3000	45	
公社等	土地開発公社	100	250	10	
	住宅供給公社	250	400	15	
	三セク	50	-	-	
	小計	400	650	25	
合計		1200	3650	70	
(2) 「県有地等処分・管理対策本部」の設置 (記載例) 本部の内容、審議事項等					
2. 課題					
○保有土地の処分推進等管理の徹底					
<改革工程表(主な保有土地処分関連)の達成状況等>					
区分		H18	H19	H20	H21
沿線地区	計画	6.0	12.0	18.0	24.0
	[保有土地の処分] 実績	7.0	10.0	13.0	19.0
土地開発公社	計画	5.0	10.0	5.0	5.0
	[保有土地の処分] 実績	8.0	9.0	4.0	6.0
住宅供給公社	計画	150戸	200戸	150戸	140戸
	[分譲中団地の処分] 実績	140戸	210戸	100戸	100戸
[凍結中団地の処分]	計画	2.0	4.0	12.0	24.0
	実績	2.0	2.0	10.0	20.0
		(記載例)			
		・公募価格の機動的な見直し			
		・「損切り」を検討する際の基準			
		・計画の進捗状況と課題			
		・その他早期処分のための方策			

(参考)保有土地等に係る将来負担への今後の対応スケジュール(イメージ)

(将来負担見込額)	H21	H22~27	H28~40頃
住宅供給公社 (H20:○億円) (H19:△億円)	○経営支援補助金(○億円/年)		
	●低価法適用による評価損支援(○億円、7年間で○億円/年)		
工業団地 (H20:○億円) (H19:△億円)	○利子負担軽減(○億円/年)	(○億円/年)	(○億円/年)
	○段階的買戻し(○億円/年)		
沿線開発 (H20:○億円) (H19:△億円)			☆区画整理事業の終了(H31予定) ●将来負担額の抑制策
対策規模 ○億円程度	約○億円	年平均○億円程度	年平均○億円程度

以上のように、先進的に将来負担額の自主的な解消に向けて取り組んでいる団体が作成した資料について例示したが、今後、各団体の将来負担比率の分析等に係る公表事例が積み重ねられた時点で、有効性等について検証を行い、分析・公表様式をさらに発展させていくことが必要である。

## 第5 用語解説

※用語は、50音順により配列されている。

### 【い】

#### ○一部事務組合

都道府県、市町村及び特別区が、その事務の一部を共同処理するために設ける団体のこと。

#### ○一般会計

地方公共団体の会計の中心をなすもの。特別会計で計上される以外のすべての経費は一般会計で処理される。

#### ○一般会計等

健全化法における実質赤字比率の対象となる会計。地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもの。地方財政統計で用いられる普通会計とほぼ同様の範囲であるが、地方財政統計で行っている一の会計の区分は行わないこととしている。

#### ○一般財源

地方税、地方譲与税、地方特例交付金等及び地方交付税の合計額。なお、これらのほか、都道府県においては、市町村から都道府県が交付を受ける市町村たばこ税都道府県交付金、市町村においては、都道府県から市町村が交付を受ける利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、特別地方消費税交付金、自動車取得税交付金及び軽油引取税交付金(政令指定都市のみ)を加算した額をいう。

#### ○一般財源等

一般財源のほか、一般財源と同様に財源の用途が特定されず、どのような経費にも使用できる財源を合わせたもの。目的が特定されていない寄附金や売却目的が具体的事業に特定されない財産収入等のほか、臨時財政対策債等が含まれる。

### 【き】

#### ○基準財政収入額

普通交付税の算定に用いるもので、各地方公共団体の財政力を合理的に測定するために、標準的な状態において徴収が見込まれる税収入を一定の方法によって算定するものであり、次の算式により算出される。

標準的な地方税収入×75/100+地方道路譲与税等

#### ○基準財政需要額

普通交付税の算定基礎となるもので、各地方公共団体が、合理的かつ妥当な水準における行政を行い、又は施設を維持するための財政需要を算定するものであり、各行

政項目ごとに、次の算式により算出される。

$$\begin{array}{ccccc} \text{単位費用} & \times & \text{測定単位} & \times & \text{補正係数} \\ (\text{測定単位 1 当たり費用}) & & (\text{人口・面積等}) & & (\text{寒冷補正等}) \end{array}$$

## 【け】

### ○経営健全化基準

地方公共団体が、自主的かつ計画的に公営企業の経営の健全化を図るべき基準として、資金不足比率について定められた数値。

### ○経常収支比率

地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標で、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費(経常的経費)に充当された一般財源の額が、地方税、普通交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源(経常一般財源)、減収補てん債(特例分)及び臨時財政対策債の合計額に占める割合。この指標は経常的経費に経常一般財源収入がどの程度充当されているかを見るものであり、比率が高いほど財政構造の硬直化が進んでいることを表す。

### ○減債基金

地方債の償還を計画的に行うための資金を積み立てる目的で設けられる基金。

### ○健全化判断比率・再生判断比率

健全化判断比率とは、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4つの財政指標の総称。

再生判断比率とは、健全化判断比率のうちの将来負担比率を除いた3つの指標。

地方公共団体は、この健全化判断比率等のいずれかが一定基準以上となった場合には、財政健全化計画又は財政再生計画を策定し、財政の健全化を図る。

健全化判断比率等は、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するものであるとともに、他団体と比較することなどにより、当該団体の財政状況を客観的に表す。

## 【こ】

### ○公営企業(法適用企業・法非適用企業)

公営企業のうち、地方公営企業法の全部又は一部を適用している事業が法適用企業であり、それ以外の公営企業が法非適用企業である。

法適用企業には、地方公営企業法の全部を適用することが法律で定められている上水道、工業用水道、軌道、鉄道、自動車運送、電気(水力発電等)、ガスの7事業と、法律により財務規定等を適用するように定められている病院事業(以上、当然適用事業)、また、条例で全部又は一部を任意で適用する事業で、簡易水道、下水道等(以上、

任意適用事業)がある。法非適用事業は、法律を適用していない公営企業（地方財政法第6条に規定するもの）である。

公営企業を行うために設けられた特別会計が、公営企業会計である。法適用企業の公営企業会計については、企業会計方式により経理が行われるが、法非適用企業については、一般会計と同様、地方自治法に基づく財務処理となる。

## 【さ】

### ○財政再生基準

地方公共団体が、財政収支の著しい不均衡その他の財政状況の著しい悪化により自主的な財政の健全化を図ることが困難な状況において、計画的にその財政の健全化を図るべき基準として、実質赤字比率、連結実質赤字比率及び実質公債費比率のそれぞれについて、早期健全化基準を超えるものとして定められた数値。

### ○財政調整基金

地方公共団体における年度間の財源の不均衡を調整するための基金。

### ○財政力指数

地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値。

財政力指数が高いほど、普通交付税算定上の留保財源が大きいことになり、財源に余裕があるといえる。

### ○債務負担行為

数年度にわたる建設工事、土地の購入等翌年度以降の経費支出や、債務保証又は損失補償のように債務不履行等の一定の事実が発生したときの支出を予定するなどの、将来の財政支出を約束する行為。地方自治法第214条及び第215条で予算の一部を構成することと規定されている。

## 【し】

### ○資金不足比率

当該地方公共団体の公営企業会計ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率。公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示す指標ともいえる。

### ○実質赤字比率

当該地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模（地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源の規模を示すもの）に対する比率。

福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえる。

### ○実質公債費比率

当該地方公共団体の一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額（※）に対する比率。

借入金(地方債)の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示す指標ともいえる。

健全化法の実質公債費比率は、起債に協議を要する団体と許可を要する団体の判定に用いられる地方財政法の実質公債費比率と同じもの。

(※) 標準財政規模から元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を控除した額

### ○実質収支

当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額をみるもので、形式収支から、翌年度に繰り越すべき継続費逡次繰越(継続費の毎年度の執行残額を継続最終年度まで逡次繰り越すこと。)、繰越明許費繰越(歳出予算の経費のうち、その性質上又は予算成立後の事由等により年度内に支出を終わらない見込みのものを、予算の定めるところにより翌年度に繰り越すこと。)等の財源を控除した額。通常、「黒字団体」、「赤字団体」という場合は、実質収支の黒字、赤字により判断する。

### ○実質収支比率

実質収支の標準財政規模に対する割合。実質収支比率が整数の場合は実質収支の黒字、負数の場合は赤字を示す。

### ○実質単年度収支

単年度収支から、実質的な黒字要素(財政調整基金への積立額及び地方債の繰上償還額)を加え、赤字要素(財政調整基金の取崩し額)を差し引いた額。

### ○将来負担比率

地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、当該地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額（※）に対する比率。

地方公共団体の一般会計等の借入金(地方債)や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標ともいえる。

(※) 標準財政規模から元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を控除した額

## **【そ】**

### ○早期健全化基準

地方公共団体が、財政収支が不均衡な状況その他の財政状況が悪化した状況において、自主的かつ計画的にその財政の健全化を図るべき基準として、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率のそれぞれについて定められた数値。

### **○その他特定目的基金**

財政調整基金、減債基金の目的以外の特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立てるために設置される基金。具体的には、庁舎等の建設のための基金、社会福祉の充実のための基金、災害対策基金等がある。

### **○損失補償**

債務不履行に伴う債権者の損失について、地方公共団体が当該損失を補償する契約を締結すること。

地方公共団体が損失補償契約を行う場合は、予算で債務負担行為として定めておかなければならない。

## **【た】**

### **○第三セクター**

地方公共団体が出資又は出えんを行っている会社法法人及び民法法人。

### **○単年度収支**

実質収支は前年度以前からの収支の累積であるので、その影響を控除した単年度の収支のこと。具体的には、当該年度における実質収支から前年度の実質収支を差し引いた額。

## **【ち】**

### **○地方公営事業会計**

地方公共団体の経営する公営企業、国民健康保険事業、後期高齢者医療事業、介護保険事業、収益事業、農業共済事業、交通災害共済事業及び公立大学附属病院事業に係る会計の総称。

### **○地方交付税**

地方公共団体の自主性を損なわずに、地方財源の均衡化を図り、かつ地方行政の計画的な運営を保障するために、国税のうち、所得税、法人税、酒税、消費税及びたばこ税のそれぞれ一定割合の額を、国が地方公共団体に対して交付する税。

地方交付税には、普通交付税と災害等特別の事情に応じて交付する特別交付税がある。普通交付税は、基準財政需要額が基準財政収入額を超える地方公共団体に対して、その差額(財源不足額)を基本として交付される。

## ○地方財政状況調査（決算統計）

地方公共団体の決算についての統計として、地方自治法第252条の17の5第1項及び第2項に基づいて、各地方公共団体で毎年定期的に行われ、これを集計・分析したものが、地方財政法第30条の2の規定により、「地方財政の状況」（いわゆる「地方財政白書」）として毎年度国会に報告されるとともに、都道府県決算状況調、市町村決算状況調等として公表される。

## ○地方三公社

特別立法に基づいて設立されるもので、勤労者に集団住宅及び宅地を供給する地方住宅供給公社法による地方住宅供給公社、有料道路の建設及び管理等を行う地方道路公社法による地方道路公社及び地方公共団体等に代わって土地を先行取得する公有地の拡大の推進に関する法律による土地開発公社がある。

## 【と】

### ○特定財源

財源の用途が特定されている財源であり、国庫支出金（都道府県支出金）、地方債、分担金、負担金、使用料手数料等をいう。

### ○特別会計

特別会計は一般会計に対し、特定の歳入歳出を一般の歳入歳出と区別して別個に処理される会計。料金収入を主な財源としている公営企業会計、法律で特別会計の設置が義務付けられている国民健康保険事業会計、介護保険事業会計などが、特別会計として設けられている。

## 【ひ】

### ○標準財政規模

地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税を加算した額。

### ○標準税収入額

地方税法に定める法定普通税を、標準税率をもって、地方交付税法で定める方法により算定した収入見込額。具体的には、法定普通税の基準税額の合計をいう。

## 【ふ】

### ○普通会計

個々の地方公共団体ごとに各会計の範囲が異なっているため、財政状況の統一的な把握及び比較が困難であることから、地方財政統計上便宜的に用いられる会計区

分。

健全化法における実質公債費比率の対象となる「一般会計等」とほぼ同様の範囲の会計である。

## 【り】

### ○臨時財政対策債

地方一般財源の不足に対処するため、投資的経費以外の経費にも充てられる地方財政法第5条の特例として発行される地方債。

## 【る】

### ○類似団体別市町村指数表の市町村選定

市区町村をいくつかの類型に「人口」と「産業構造」により分類し、各類型の中から大規模な合併、多額の赤字や災害等の影響がない標準的な財政運営を行っている市町村を類型ごとに選定し、その財政状況の平均値を指数とし、各類型別に示したものの。

## 【れ】

### ○連結実質赤字比率

公営企業会計を含む当該地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率。

すべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえる。

## 第6 おわりに

本調査研究会においては、健全な財政運営に活用するとともに、住民等に分かりやすい情報開示を行うため、財政比較分析表と歳出比較分析表の改訂、再編成された財政情報の公表様式、及び将来負担比率のうち分子を構成する要素の分析について検討を行い、とりまとめを行った。その結果、以下の結論となった。

- (1) 財政比較分析表と歳出比較分析表の個別指標図とレーダーチャートの表示形式について整合性を図ることとし、速やかに改訂を行うべきである。なお、経年比較については5年分を表示することが必要である。
- (2) 現在の決算カード、財政比較分析表、歳出比較分析表、財政状況等一覧表及び健全化判断比率・資金不足比率カードを組み替えて、財政情報の集約化、重点化等により開示様式の再編成を図ることを検討し、今後適切な時期に導入すべきである。なお、この検討の中で、追加すべき財政情報等についても議論し、財政情報の開示を更に充実させていく必要がある。
- (3) 健全化法により新たに導入された将来負担比率は、一般会計等の将来負担の程度を把握するものであり、この分析を通じて健全な財政運営が維持されることが期待されることから、将来負担比率（分子）の構成要素について、現状分析・評価、算出過程、今後の見通し及び指標の改善に向けた対応策等を地方公共団体の自主的な判断に基づき開示する参考例を示すこととし、今後公表事例が積み重ねられた時点で、さらに発展させていくことが重要である。

本調査研究会における検討結果を参考に、今後総務省において財政比較分析表、歳出比較分析表の改訂の実施及び種々の財政情報の公表方法の検討が行われるとともに、各地方公共団体における将来負担比率の構成要素についての積極的な分析及び公表の一助とされることを期待するものである。

## 資料

## 「地方公共団体の財政分析等に関する調査研究会」日程

時 期	研究会	主な検討内容等
平成 21 年 9 月 11 日	第 1 回 研究会	<ul style="list-style-type: none"><li>・研究会立ち上げ</li><li>・研究会の運営方針及び開催スケジュール</li><li>・研究会の論点について</li></ul>
10 月 19 日	第 2 回 研究会	<ul style="list-style-type: none"><li>・研究会の論点について</li></ul>
12 月 25 日	第 3 回 研究会	<ul style="list-style-type: none"><li>・財政比較分析表と歳出比較分析表の改訂について</li><li>・財政情報の開示様式の再編成について</li><li>・将来負担比率の構成要素（分子）の開示について</li></ul>
平成 22 年 2 月 12 日	第 4 回 研究会	<ul style="list-style-type: none"><li>・報告書（案）の検討</li></ul>
3 月中旬		<ul style="list-style-type: none"><li>・報告書完成</li><li>・報告書印刷・製本</li></ul>
3 月中		<ul style="list-style-type: none"><li>・地方公共団体へ報告書を発送</li></ul>

「この報告書は競艇の交付金による日本財団の助成金を受けて作成しました。」